

社会権規約選択議定書暫定手続規則

佐藤文夫
深澤千尋

序

1. 2008年12月10日国連総会は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書（以下、「社会権規約選択議定書」）を採択した。1966年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」）の定める国際的実施措置は、国家報告制度に限定され、同年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」）・自由権規約（第1）選択議定書のように、それに加えて、国家通報制度と個人通報制度を定めてはいなかった。社会権規約選択議定書は、これらの個人通報制度（義務的）と国家通報制度（任意的）を手当てしている。同議定書は、さらに自由権規約系にはない、調査制度（任意的）も定めていることが注目される¹⁾。社会権分野における普遍的レベルでのかかる国際的実施措置の必要性、可能性及び制度設計を巡る意見の相違も手伝って、自由権規約・同第1選択議定書から42年遅れの採択となったのである²⁾。いずれにせよ今後、国際人権法において、重要な役割を担う

1) なお社会権規約選択議定書については、申 恵丰『人権条約の現代的展開』175-186頁、206-208頁参照。

2) その国連における具体的流れは、概略、次のようである。社会権規約委員会は、第5会期で個人通報制度を規定する選択議定書の可能性について検討を始めた(E/1991/23, para. 285)。第7会期では、選択議定書の起草・採択に強い支持を表明した

ことが期待されての採択だったのであり、これら実施措置の具体的な展開を注視していく必要がある。社会権規約選択議定書の効力発生は、2013年5月5日である。

2. ここで訳出を試みた、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会により第49会期（2012年11月12日－30日）で採択された、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書に基づく暫定手続規則」（以下、「社会権規約選択議定書暫定手続規則」又は「この規則」）は、この規則のタイトルにあるように、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（以下、「社会権規約委員会」又は「委員会」）がその社会権規約選択議定書に基づく手続規則として、2012年11月に採択したものである³⁾。

この規則の採択会期から明らかなように、委員会は、社会権規約選択議定書発効前から同規則の準備を進めた。具体的には、2010年5月の第44会期に集中的な審議を開始している⁴⁾。同年11月の第45会期では、事務局の支援も得て優先的に取り組み、社会権規約選択議定書に沿って逐条的に作業を進め、第8条まで検討した⁵⁾。2011年の第47会期（10月-11月）も検討を継続し、第1読

(E/1993/22, para. 234)。他方において、ウィーンの世界人権会議（1993年）の社会権規約委員会の声明は、社会権の侵害が見逃されてきたことに鑑み、社会権規約にも個人の通報制度を設け、二つの規約の国際的実施措置の不釣り合いを無くすよう提言した（E/1993/22, Annex III参照）。同会議行動計画第75項は、国連人権委員会に社会権規約委員会との協力で、この問題を検討するよう推奨した。社会権規約委員会は、1996年12月に選択議定書草案を作成し、人権委員会に報告した（E/CN.4/1997/105参照）。その後、人権理事会作業部会が新たに選択議定書草案の検討を進め、2008年4月に選択議定書最終草案を人権理事会に送付した（A/HRC/8/7, paras. 211-212）。そして、同理事会は、同年6月に、同草案と同一の人権理事会草案をコンセンサスで採択した（HRC Res. 8/2）。国連総会も同草案を社会権規約選択議定書としてコンセンサスで、採択したのである（GA Res. 63/117）。そして、2009年9月24日に署名式が開催され、署名ために開放された（GA Res. 64/152, para.3参照）。なお詳細については、渡辺豊「社会権規約選択議定書の採択」『法政理論』第42巻第3・4号、63-86頁参照。

3) E/2013/22 E/C.12/2012/3, para. 91 and E/C.12/2012/SR.58, para. 1参照。後者の議事要録は、「社会権規約選択議定書手続規則草案を採択した」とするが、（ありうる修正を付加した）第2読草案を手続規則として採択した、との趣旨であろう。なお、この選択議定書暫定手続規則は、E/C.12/49/3参照（また、註8参照）。

4) E/C.12/2010/SR.1, para. 9.

5) E/C.12/2010/SR.46, para. 3.1.

を終了した⁶⁾。2012年の第48会期で第2読を終え⁷⁾、上述したように同年の第49会期において、社会権規約選択議定書暫定手続規則を採択したのである。

その後、経済社会理事会は、この規則を含む社会権規約委員会第48、第49会期の作業に関する報告⁸⁾に留意している⁹⁾。

社会権規約選択議定書の採択と発効の間、相当な期間があったこともあり、委員会は、ゆとりをもってこの規則の検討を行うことができたといえよう。また、委員会の検討に先行し、2009年10月の国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)主催のセミナーにおいて、社会権規約選択議定書に基づく手続規則も検討されている¹⁰⁾。これも含めると相当な準備期間があったといえよう¹¹⁾。

3. 社会権規約選択議定書の意義については既に一言した。その内の個人通報手続は、具体的な被害者の視点から国の社会権規約義務の不履行を追及するものである。地域的な欧州社会憲章系及び米州人権条約サン・サルバドル議定書にも見られない、普遍的レベルでの手続である点も考慮すると、画期的な手続といえよう。

国家通報手続、調査手続も含め、委員会が重要な新任務を遂行するためには、手続規則は不可欠のものであることはいうまでもない。また手続規則は、関係当事者にとっては、手続の信頼性に関わるものである。以上の観点から、採択された社会権規約選択議定書暫定手続規則が委員会に対し手続の効果的な運用

6) E/C.12/2011/SR.30, para. 11, SR.59, para. 1 and E/2012/22 E/C.12/2011/3, para. 448.

7) E/2013/22 E/C.12/2012/3, para. 91 and E/C.12/2012/SR.28, para. 1.

8) E/2013/22 E/C.12/2012/3. この報告は、選択議定書暫定手続規則を付属書Ⅶとして登載している。

9) ECOSOC Dec.2013/253, (d) and E/2013/99, p.200.

10) 選択議定書採択をふまえ、委員会の新任務を見据えた、委員会委員のための、社会的、経済的および文化的権利の裁判可能性と選択議定書に関する10月28-30日のセミナーである。その最終日に手続規則が議論されていた。E/2010/22 E/C.12/2009/3, paras. 487-489.

11) これと対照的であったのは、強制失踪委員会である。2006年採択、2010年発効の強制失踪条約に関し、強制失踪委員会第1会期(2011年)で手続規則の検討を行った。葉師寺委員は、それに2会合しか割り当てがないことに注意喚起している(CED/C/SR.1, para.18. なお、追加会合が実現したようである。ibid., paras. 19-20)。同委員会は、第1会期で暫定手続規則を、第2会期で手続規則を採択することで委員会審議に対応した(A/67/56, para.28)が、社会権規約委員会との時間的ゆとりの差は明らかであろう。

を実現し、関係当事者(将来の当事者も含む。)に対し手続の予見可能性、公平性、そして透明性を実現していることが期待される。この関連で実行をふまえた適切な改正も必要となろう¹²⁾。この規則は、重要な国際文書の効果的な運用、手続の信頼性に直結するのである。この文書の訳出が、社会権規約選択議定書の理解、さらには、国際人権法の理解の一助となることも期待したい。

4. ここで、この規則と「委員会第3会期(1988年)で採択された暫定手続規則」(以下、「社会権規約委員会の暫定手続規則」)との関係にふれておきたい。委員会の年次報告では、この関係に特に言及されていない。

形式面では、選択議定書による追加の任務については、委員会の両手続規則は別の文書の形態をとっている。これは、子どもの権利委員会と同様の方式である。他方、女子差別撤廃委員会と障がい者権利委員会は、既存の手続規則中に新たな部又は章として組み込む方式をとる。後者は、既存手続規則の改正規定に従う、改正と捉えうる。前者は、既存の改正規定によるのではない、選択議定書に基づく別個の手続規則の定立と捉えうる。社会権規約委員会の暫定手続規則の規則71は、「この手続規則は、〔経済社会理事会〕の承認に服することを条件に、委員会決定により改正することができる」、と定め、規則72は、「この手続規則は、理事会の承認に服し、かつ、理事会の決定により廃止又は修正されない限り効力を有する」、と定める。同手続規則の改正・修正に理事会の承認を要求するのである。これは、経済社会理事会が社会権規約の実施機関であることと、社会権規約委員会が経済社会理事会の補助機関であることが反映されている。従って、別文書の形態をとったのは、社会権規約選択議定書が社会権規約委員会自体に新任務の権限を委ねたため、既存の手続規則の改正(経済社会理事会の承認)という形式をとることができなかった事情が働いたと思われる。子どもの権利委員会に関しては、かかる事情が存在しない(同委員会の手続規則の規則82は、改正を委員会決定で行う旨を定める。)ゆえに、別の考慮が働いたのであろう。

実質面では、委員会の両手続規則の調和が要求されることはいうまでもない。

12) ちなみに、この規則には改正規則が欠けているので、手当てが必要である。

社会権規約選択議定書暫定手続規則は、基本的に追加任務に関わる手続規則に特化しており、それ以外の事項（議事日程等）に関しては、基本的に社会権規約委員会の暫定手続規則が適用されることになる。本来は、その旨の総則的規定が望まれるが、両手続規則には見当たらない。この規則中に、作業部会と報告者に関し準用の定め（規則6第2項）、及び個人通報に関する年次報告への記載の定め（規則19第10項）があるにとどまる。

5. この規則は、4部から構成されている（部名は付されていない）。〔第1部〕「選択議定書の下で受領された個人通報の検討手続」（規則1—規則20）、〔第2部〕「選択議定書の調査手続の取扱い方法」（規則21—規則35）、〔第3部〕「選択議定書の国家間通報手続の取扱い方法」（規則36—規則46）、〔第4部〕「選択議定書に基づく委員会活動に関するコミュニケ」（規則47）であり、前三者は、各々選択議定書の第1条—第9条、第11条—第12条、第10条に対応する。選択議定書第13条（保護措置）は、〔第1部〕と〔第2部〕の両者に関わるものと捉えられており、各々規則20と規則35に同一の規定が置かれている。第14条（国際的援助・協力）と第16条（普及及び情報）に対応する規則はない。第15条（年次報告）に関しては、上述のように規則19第10項は限定的な規定である。

なお、この規則が総則的規定を欠くことから、共通の事項に関する規定が〔第1部〕から〔第3部〕までのいずれかで不存在の場合、不適用なのか単純な欠缺なのか曖昧な場合も生じうる¹³⁾。今後明確にされることが望まれる。

6. 訳出するに当たり、自由権規約、人種差別撤廃条約及び拷問等禁止条約の国際的実施措置に関わる公定訳をできる限り参考にした。また、留意すべきと考えたいいくつかの点については、註を付して、若干のコメントをつけた。その際、議事要録を利用できなかったことが悔やまれる¹⁴⁾。他の国連人権条約機関の手続規則も参考にしたが、特に重要な影響力を有する自由権規約委員会、

13) 例えば、「年次報告」については、〔第2部〕と〔第3部〕で欠缺していると解されるが、「検討への委員の不参加」（規則5）については、〔第2部〕と〔第3部〕でも適用されるのか不明である。

14) 公開の議事要録には、暫定手続規則の審議部分はない。E/2011/22 E/C.12/2010/3, para. 4, E/2012/22 E/C.12/2011/3, para. 9, and E/2013/22 E/C.12/2012/3, para. 6. 参照。

及び社会権規約委員会に先行して新任務（個人通報制度と調査制度）を付加された女子差別撤廃委員会、の**手続規則**を参考にした¹⁵⁾。翻訳作業は、基本的にオリジナルの英語版テキストによったが、文意を確認するために適宜フランス語版テキストも参照した。

訳出作業中、国連ホームページに個人通報に関する最初の見解が公表された（I. D. G対スペイン事件）。この規則の活用を確認するために、そこで言及された具体的な規則についてはとりあえず註を付し、コメントを加えた。

社会権規約委員会第49会期（2012年11月12－30日）で採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書に基づく暫定手続規則（仮訳）

選択議定書の下で受領された個人通報の検討手続

委員会への通報の送付

- 規則1 1 事務総長は、選択議定書第2条に基づいて委員会の検討のために提出されている又は提出されていると思われる通報に対し、この規則に従って、委員会の注意を喚起する。
- 2 事務総長は、通報者が選択議定書に基づく検討のために委員会に通報を提出することを希望するかどうかについて、通報者に明確にするよう要請できる。通報者の希望について疑義がある場合には、事務総長は通報に対し委員会の注意を喚起する。
- 3 委員会は、いかなる通報も、次の場合には受理しない。
- (a) 選択議定書の締約国でない国家に関するもの
 - (b) 書面によらないもの

15) 自由権規約委員会手続規則および社会権規約委員会の暫定手続規則は、松井芳郎・葉師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編『国際人権条約・宣言集〔第3版〕』に収録されている。女子差別撤廃委員会の手続規則第三部（女子差別撤廃条約選択議定書に関する手続規制）については、西立野園子「女子差別撤廃条約選択議定書手続規則」『研究紀要』（世界人権問題研究センター）（6）2001-3、175-189頁参照。

(c) 匿名であるもの

通報の登録簿及び一覧

- 規則2 1 事務総長は、選択議定書に基づく委員会の検討のために提出されたすべての通報の登録簿を維持する。
- 2 事務総長は、委員会によって登録された通報の一覧を通報の内容の簡潔な要約を付して用意する。通報の全文は、いずれの委員にもその要請に基づいて、提出された言語で利用させることができる。

説明又は追加情報の要請

- 規則3 1 事務総長は、通報者から以下のことを含め、説明又は追加情報を要請することができる。
- (a) 通報者の氏名、住所、生年月日及び職業並びに通報者の身元確認
 - (b) 通報が向けられる締約国名
 - (c) 通報の目的
 - (d) 申立ての事実
 - (e) 国内的救済措置を尽くすために通報者によってとられた行動
 - (f) 同一事項が、他の国際的な調査又は解決手続の下で検討されている又は検討された程度
 - (g) 侵害されたと主張される規約の規定
- 2 事務総長は、説明又は追加情報を要請する際、提出期限を通報者に指示する。
- 3 委員会は、通報者が要請された説明又は追加情報を提出することができるように質問事項を承認することができる¹⁶⁾。

通報者

- 規則4 通報は、締約国の管轄の下にある個人又は個人の集団であって、規約

16) 本項の主旨を明確にするために仏語版テキストから翻訳した。なお、英語版テキストからの翻訳は次のようになる。「委員会は、通報者から説明若しくは追加情報の要請を容易にするために質問事項の提示を承認することができる。」

に定める経済的、社会的及び文化的権利の当該締約国による侵害の被害者であると主張する者により又はその者のために提出することができる。通報が、個人又は個人の集団のために提出される場合には、その同意を得ていなければならない。ただし、通報者がかかる同意なしに代わって行動することを正当化し得る場合には、この限りではない。

通報検討における委員の不参加

- 規則5 1 委員会の委員は、以下の場合、通報の検討に参加してはならない。
- (a) 委員が当該事件に個人的利害関係を有する場合
 - (b) 委員が選択議定書手続上の資格以外の資格で、当該通報が扱う事件のいずれかの決定及び採択に参加した場合
 - (c) 委員が関係締約国の国民である場合
- 2 関係する委員は本規則1項の下で起こり得るいかなる問題の決定に当たってもその決定に参加してはならない。
- 3 委員会の委員は、通報の検討に当初から又は引き続いて参加をすべきではないと考える場合には、議長を通じて、回避決定通知を委員会にしなければならない。

作業部会の設置及び報告者の任命

- 規則6 1 委員会は、選択議定書に基づく通報に関するいかなる問題についても委員会に勧告を行い又は委員会が決定する方法で委員会を支援する、作業部会を設置し又は報告者を任命することができる¹⁷⁾。
- 2 本規則で設置された作業部会又は任命された報告者は、適用可能な場合

17) 本項は、個人通報に係る作業部会の設置、報告者の任命に関する規定である。女子差別撤廃委員会の手続規則（「・・・5人以下から構成される1又は2以上の作業部会を設置し及び1又は2人以上の報告者を任命することができる」（規則62第1項）と比較すると作業部会の数・員数及び報告者の数に関し、曖昧さがある。その点から、本項を実施するに当たって作業部会の数及び報告者の員数に関しては課題が残るところである。なお、自由権規約委員会手続規則は、中間的である（規則95第1項、第3項）。

には、この規則及び委員会の手続規則¹⁸⁾により拘束される。

暫定措置

- 規則7 1 委員会は、例外的状況において、通報の受領後そして本案の決定がなされる前に、関係締約国に対して、同国の緊急の検討のために、委員会が申立てられた違反の被害者に対して生じるかもしれない回復不能な損害を避けるために必要であると考える暫定措置を同国がとるべきであるとの要請を、送付することができる。
- 2 委員会が本規則の下で暫定措置を要請する場合には、その要請は、通報の受理可能性又は通報の本案に関する決定を含意しないこと、を述べなければならない。
 - 3 締約国は、いかなる手続段階においても暫定措置の要請が撤回されるべきであり又はもはや正当化されないとの理由に関する陳述を提示することができる。
 - 4 委員会は、締約国及び通報者による申立てに基づいて暫定措置の要請を撤回することができる。

通報の順序

- 規則8 1 通報は、委員会が、別段の決定をしない限り、事務総長により受領される順序で取扱われる。
- 2 委員会は、2又はそれ以上の通報を併合して検討することを決定することができる。
 - 3 委員会は、通報が2以上の争点を提起している場合又は時間と場所において相互に関連をもたない人若しくは主張される侵害に関する場合には、通報を分割し、その各部分を個別に検討することができる。

18) 「手続規則」とは、正確には「暫定手続規則」である。

通報の取扱い方法

- 規則9 1 委員会は、単純多数決によりそしてこの規則に従い、通報が選択議定書の下で受理可能であるか又は不受理であるかを決定するものとする。
- 2 通報を受理可能又は不受理であると認定する決定は、この規則の下で設置された作業部会によってもとることができる。ただし、作業部会のすべての委員が全会一致で決定する場合を条件とする。その決定は、委員会の1委員が検討の要請をしない限り、正式な検討をすることなく全体委員会の全員により確認される¹⁹⁾。

受領された通報に関する手続

- 規則10 1 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会は、通報の受領の後できるだけ速やかに、かつ、個人又は個人の集団が関係締約国に対しその身元の開示に同意をすることを条件として、通報に対し秘密裡に締約国の注意を喚起しそして書面による回答を提出するよう要請する。
- 2 本規則 第1項に従ってなされたいかなる要請も、通報の受理可能性又は本案の問題に関し何らかの決定がなされたことを含意しないこと、を示す陳述を含まなければならない。
- 3 本規則に基づく委員会要請の受領後6箇月以内に、当該締約国は、通報の受理可能性及び本案に関連する書面の説明又は陳述を、その事案で与えられたことのある救済措置と合わせて、委員会に送付する。
- 4 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会は、通報の受理可能

19) I.D.G. 対スペイン事件の見解は、次のように本規則に言及している。

「...委員会は、本件が選択議定書に従い受理可能であるか否かを、選択議定書に基づく暫定手続規則第9条に従い、決定しなければならない」(E/CN.12/55/D/2/2014, para. 9.1 第1文)。(訳出は、オリジナルのスペイン語版テキストから行った。註20、註21も同様である。)

本規則は、受理可能性に関する表決方式とこの規則への送致を定めるものである。従って、本見解は、受理可能性検討に当たり手続規則もふまえていることを一般的に確認するものといえよう。自由権規約委員会も通常このような確認を行う（「その規則87に従い」）。一例として、コロナヴスキー対ポーランドCCPR/C/78/D/837/1998, para. 6.1)。ただ規則87（現規則93）は、送致を手続規則一般ではなく、受理可能性決定手続に係る規則に限定している。

性に関連する書面の説明又は陳述のみを要請することができる。もっともその場合において、締約国は、委員会の要請の6箇月以内に通報の受理可能性及び本案の両方に関連する書面の説明又は陳述を送付することができる。

- 5 当該締約国は、選択議定書第3条1項に従って、すべての利用可能な国内救済措置が尽くされたという通報者の主張を争う場合には、申立てられた被害者に利用可能な救済措置であって、当該事案の特別の状況において効果的であるとされる救済措置の詳細を提示しなければならない。
- 6 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じての委員会は、当該締約国又は通報者に対して、一定の期間内に、通報の受理可能性又は本案の争点に関連する追加の書面による説明又は陳述を送付するよう要請することができる。
- 7 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会は、各々の当事者に対し本規則に従って他の当事者によってなされた申立てを送付しそして各当事者に一定の期間内にその申立てに意見を述べる機会を与える。

締約国による受理可能性と本案の分離検討の要請

規則11 1 規則10第1項に従って書面による回答の要請を受領した締約国は、通報が受理不可能となる理由を提示し、当該通報を受理不可能であるとして却下するよう書面で要請を提出することができる。ただし、この要請が規則10第1項の下でなされた要請の2箇月以内に委員会に提出されることを条件とする。

- 2 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会は、本案とは分離して受理可能性を検討することを決定することができる。
- 3 締約国による本規則第1項による要請の提出は、委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会が本案と分離して受理可能性を検討することを決定しない限り、書面による説明又は陳述の提出のために締約国に与えられる6箇月の期間を超えてはならない。

受理できない通報

- 規則12 1 委員会は、通報を受理できないと決定をする場合、事務総長を通じて、通報者及び関係締約国にその決定と決定の理由を通知する。
- 2 通報を受理できないと宣言する委員会の決定は、不受理の理由がもはや適用されないと指摘する、通報者により又は通報者のために提出される要請書の受領に基づいて、委員会により再検討することができる。

締約国の本案所見提出前に受理可能と宣言される通報

- 規則13 1 締約国の本案所見提出前に通報を受理可能と宣言する決定は、事務総長を通じて、通報者及び関係締約国に送付される。
- 2 委員会は、締約国及び通報者によって提出される説明又は陳述に照らして通報が受理できるとした決定を撤回することができる。

本案に関する通報の審査

- 規則14 1 委員会又は作業部会若しくは報告者を通じて委員会は、通報の受領後そして本案の決定がなされる前のいかなる時にも、通報審査の助けとなる、地域的人権制度を含む、他の国連の機関、専門機関、基金、計画及び制度並びにその他の国際組織の発行する関連文書を、状況に応じて、参照することができる。ただし、委員会が各当事者に一定の期間内に当事者にこのような第三者の文書又は情報について意見を述べる機会を与えることを条件とする。
- 2 委員会は、選択議定書第8条1項に従って委員会の利用に供されたすべての情報に照らして、通報に関する見解を作成する。ただし、これらの情報が関係当事者に適切に送付されていることを条件とする。
- 3 本規則1項に従い第三者の提出する情報を委員会が検討することは、これらの第三者が手続の当事者になるということを決して意味しない。
- 4 委員会は、通報の本案に関し委員会に勧告をさせるために作業部会に通報を付託することができる。
- 5 委員会は、選択議定書第2条及び第3条に定めるすべての受理可能性事由

を満たすことを検討することなしに、通報の本案を決定してはならない。

- 6 事務総長は、委員会の見解を勧告があれば勧告とともに通報者及び関係締約国に送付する²⁰⁾。

- 20) I.D.G 対スペイン事件の見解は、次のように本規則に言及している。

「...通報作業部会は、選択議定書と委員会の選択議定書暫定手続規則第14条に従い経済的、社会的及び文的権利に関する国際ネットワーク (Red-DESC) の参加 (la intervención) (文書を通知すること (à communiquer des documents) / 文書提出 (a submission)) を認める」(E/CN.12/55/D/2/2014, para. 6.1 第3文)。

この個人通報制度へのNGOのいわば「非当事者参加」の承認は、個人通報制度の重要な変質をもたらす可能性をもつものとして注目される。

このNGO参加を認める根拠として、委員会は選択議定書第8条3項を挙げる (*ibid.*, para. 6.17 第1文) が、ここでは国連関係機関およびその他の国際組織 (地域的人権制度を含む。) 発行の情報を定めるものの、NGOへの言及はない。本規則1項も同様の規定である。文言上は定められていないのである。ただ、同3項は、情報を提出した第三者が、個人通報手続の当事者になりえないことを確認していることから、NGOの「非当事者参加」を黙示的に肯定しているようにかろうじて解釈できないことはないかもしれないが、そうであるとしたら、本規則の規定ぶりは稚拙である。NGOに関しても明確に定めておく必要がある。その際、非公開関連規則との調整、情報提出資格者の範囲、提出される情報の範囲、については最小限の定めが必要であろう。

そもそも社会権規約選択議定書上、NGOの「非当事者参加」は可能なのであろうか。文言上はすでに示唆したように消極的解釈がより適切と思われる。準備作業を見ると、先ず第三者からの情報利用に関して、公的な国際組織の範囲を巡り議論がなされるものの、NGOをそこに含める提案はなされていないことが注目される (A/HRC/8/7, para. 84 and para. 165)。ただ、第8条3項について削除または手続規則に委ねるとの意見もあったことは留意される (*ibid.*, para.84)。次に、第1修正草案は、NGOに「委員会の友能力」(amicus standing) を認めうる規定を導入した (第2条1の2) (A/HRC/8/WG.4/2, p.7) が、賛否があり (A/HRC/8/7, paras. 42-43)、第2修正草案では同規定が削除された (A/HRC/8/WG.4/3, p.2参照) ことが指摘されうる (A/HRC/6/8, para. 90 and A/HRC/8/7, para. 84)。「委員会の友能力」と「非当事者参加」は、同一概念ではないものの、かなり重なる部分があるのであり、このことも消極的解釈に結びつくであろう。なお、上の反対論の根拠の内、NGOはすでに第2条1項上、第三者として参加しうる、との指摘 (A/HRC/8/7, para. 43) は留意されなければならない。もっとも、第2条1項でNGOと関連して議論されていたのは、被害者に代わって通報を提出する場合の文脈においてであり (例えば、A/HRC/6/8, para. 44)、この指摘は、誤解に基づく発言あるいは不正確な表現とも考えられる。この関連で、委員会がNGOの「非当事者参加」を社会権規約選択議定書第2条ではなく、第8条3項に根拠づけていることも指摘されよう。以上、準備作業からもNGOの「非当事者参加」を肯定することは消極的に解されるのである。

本件において、被告スペインは、NGOの「非当事者参加」に特に異議を提起していないようである。それにもかかわらず、委員会は個人通報手続に重大な影響を与えうることをふまえ、NGOの「非当事者参加」の根拠をより丁寧に説明すべきであったと思われる。委員会が取り上げない場合、個別の意見による補足があってもよかつたの

友好的解決

- 規則15 1 いずれかの当事者の要請により、通報の受領後そして本案の決定がなされる前のいかなる時にも、委員会は、規約に定める義務の尊重を基礎として、規約の違反となると主張され、かつ選択議定書の下で検討のために提出された事案の友好的解決を達成するため、当事者に対してあつ旋を行う。
- 2 友好的解決手続は、当事者の同意に基づいてなされる。
 - 3 委員会は、当事者間の交渉を容易にするために委員1人又はそれ以上の委員を指名することができる。
 - 4 友好的解決手続は、非公開であり、かつ、当事者の委員会への申立を損なうものではない。友好的解決を確保する試みの枠組でなされた書面又は口頭の中立て及び提案若しくは譲歩も、委員会の通報手続で他の当事者に対し利用することはできない。
 - 5 委員会は、事案の解決に至る可能性がない、又は、いずれかの当事者がその友好的解決手続の適用に同意せず、友好的解決手続の終止を決定し若しくは規約の定める義務の尊重を基礎として友好的解決に至るのに不可欠な意思を示さない、と結論を下す場合には、その友好的解決手続のあつ旋を終了することができる。
 - 6 両当事者が、明示的に友好的解決に合意をした場合には、委員会は、事実及び到達した解決についての記述したものを述べる決定を採択する。決定は関係者に送付され、委員会の年次報告で公表される。その決定を採択する前に、委員会は申立てられた侵害の被害者が友好的解決の合意に同意を与えたかどうかを確認する。あらゆる場合に、友好的解決は、規約に定める義務の尊重を基礎としなければならない。
 - 7 友好的解決に到達しない場合には、委員会はこの規則に従って通報の検討を継続する。

ではないかと思われる。

個別の意見

規則16 決定に加わった委員会の委員は、委員会の決定又は見解に自己の個別の意見を付するよう要請することができる。委員会は、このような個別の意見の提出に期限を設けることができる。

通報の終止

規則17 委員会は、特に、選択議定書の下での検討のための申立ての理由がもはや存在しなくなった場合に、通報検討を終止することができる。

委員会の見解及び友好的解決合意のフォローアップ

- 規則18 1 委員会が通報に関する見解又は友好的解決による通報検討終結決定の送付から6箇月以内に、関係締約国は委員会に書面による回答を提出しなければならない。そしてその回答は、見解及び勧告に照らして、とられた行動がある場合には、その情報を含まなければならない²¹⁾。
- 2 委員会は、6箇月の期間の経過後、関係締約国に対しその見解若しくは勧告又は友好的解決合意に対応してとられたいかなる措置についても追加の情報を提出するよう要請することができる。
- 3 委員会は、事務総長を通じて、締約国から受領した情報を通報者へ送付する。
- 4 委員会は、締約国に対し、規約第16条及び第17条に基づく以後の国家報告の中に、委員会の見解、勧告又は、友好的解決合意に続く通報検討終結決定に対応してとられたいかなる行動の情報も含めるよう要請することができる。

21) I. D. G. 対スペイン事件の見解は、次のように本項に言及している。

「選択議定書第9条2項および選択議定書に基づく暫定手続規則第18条1項に従い、締約国は、…6箇月以内に、書面の回答を委員会に提出しなければならない」(E/CN.12/55/D/2/2014, para. 18 第1文)。選択議定書第9条2項と本項はほぼ同趣旨の規定であり、この引用文も、ほぼそれらと同趣旨である。本見解における本項の援用は、「6箇月以内の書面回答提出義務」の1つの根拠の確認ということになる。

- 5 委員会は、選択議定書第9条の下で採択された見解のフォローアップに関し、委員会の見解、勧告又は友好的解決合意に続く通報検討終結決定を実施するために締約国によってとられた措置を確認する報告者又は作業部会を任命する。
- 6 報告者又は作業部会は、割り当てられた任務の適切な遂行のために適当な接触をし、かつ行動をとることができるし、そして必要な委員会の追加行動に関し勧告を行う。
- 7 報告者又は作業部会は、書面による申立て及び締約国から正式に信任された代表者との会合に加えて、通報者、被害者及びその他の関連する出所から情報を求めることができる。
- 8 報告者又は作業部会は、委員会の各会期でフォローアップ活動に関して委員会に報告を行う。
- 9 委員会は、規約第21条及び選択議定書第15条に基づく年次報告にフォローアップ活動に関する情報を含める。

通報の非公開性

- 規則19 1 選択議定書に基づいて提出された通報は、非公開の会合で委員会、作業部会又は報告者によって検討される。
- 2 委員会、作業部会又は報告者のために事務総長によって用意されたすべての作業文書は、委員会が別段の決定をしない限り、秘密とする。
 - 3 事務総長、委員会、作業部会又は報告者は、受理可能性の決定が公表される日に先立っていかなる通報又は通報に関する提出資料も公開してはならない。これは、選択議定書第8条3項の委員会の特権を損なうものではない。
 - 4 委員会は、職権で又は通報者若しくは申立てられた被害者の要請で、通報者又は規約に定める権利侵害の被害者であると申立てられる個人の名前は、受理可能性の決定、見解²²⁾又は友好的解決合意後の通報検討終結

22) 英語版テキストは、「受理可能性の決定又は見解」であるが、「又は」は誤植と思われる

決定において、公表されないと決定することができる。

- 5 委員会、作業部会又は報告者は、手続に関連する提出資料又は情報の全部若しくは一部を秘密に保つよう通報者又は関係締約国に要請することができる。
- 6 本規則4項及び5項に従うことを条件に、本規則は、手続に関連する提出資料又は情報を公表する通報者、申立てられた被害者又は関係締約国の権利に一切影響を及ぼすものではない。
- 7 本規則4項及び5項に従うことを条件に、不受理及び見解に関する委員会の終結決定は、公表される。
- 8 事務総長は、通報者及び関係締約国に対する委員会の終結決定の送付に責任を負う。
- 9 委員会が別段の決定をしない限り、選択議定書第9条に基づく委員会の見解及び勧告のフォローアップに関係する情報並びに選択議定書第7条に基づく友好的解決合意のフォローアップにおける情報は、秘密とされない。
- 10 委員会は、年次報告に、検討された通報の概要、そして適当な場合に、関係締約国の説明及び陳述並びに委員会の提案及び勧告の概要、を含める。

保護措置

規則20 委員会は、締約国が自国の管轄下にある個人がいかなる形態の過酷な取扱い又は脅迫も受けないことを確保するためすべて適当な措置をとるとの選択議定書第13条の義務に従っていないという信頼すべき情報を受領する場合、問題を明らかにし、そして第13条の締約国の義務の履行を確保するためにとっての行動を記載する、書面による説明又は陳述を関係締約国に求めることができる。その後、委員会は、締約国に対し報告された侵害を終止させるのにすべての適当な措置を緊急に採択し、

れる。なお、仏語版テキストには「又は」はない。

かつ、とることを要請することができる。

選択議定書の調査手続の取扱い方法

適用可能性

規則21 本規則から規則35は、選択議定書第11条1項の宣言を行った締約国にのみ適用する。

委員会への情報の送付

規則22 事務総長は、この規則に従って、委員会の検討のために受領される、締約国が規約に定める経済的、社会的及び文化的権利の重大な又は制度的な侵害を行っていることを示す信頼できる情報に委員会の注意を喚起する。

情報の登録簿

規則23 事務総長は、規則22により委員会に注意が喚起された情報の永久登録簿を維持し、そして要請に基づいて委員会の委員にその情報を利用させなければならない。

情報の概要

規則24 事務総長は、必要に応じて、委員会の委員にこの規則の規則22により受領された情報の要約を用意し、かつ、回覧する。

非公開性

規則25 1 選択議定書第11条7項の規定を損なうことなく、調査行為に関連する委員会のすべての文書及び手続は、秘密とする。
2 選択議定書第11条の下で調査が検討される委員会の会合は、非公開とする。

委員会による情報の予備的検討

- 規則26 1 委員会は、事務総長を通じて、選択議定書第11条の下でその注意を喚起された情報又は情報源の信頼性を確認することができる。委員会は、事態の事実を根拠づける追加の関連情報の取得に努めることができる。
- 2 委員会は、受領した情報が関係締約国による規約に定める権利の重大な又は制度的な侵害を示す信頼できる情報を含むかどうかを決定する。
 - 3 委員会は、本規則の下でその職務を果たすに当たり委員会を支援させるために委員の中から1人又は2人以上を任命することができる。

情報の審査

- 規則27 1 委員会は、受領された情報又はそのイニシアチブで収集された情報が信頼性があり、かつ、関係締約国による規約に定める権利の重大な又は制度的な侵害を示すように見える、と考える場合には、事務総長を通じて、一定の期間内にその情報に関して所見を提出するよう関係締約国に要請する。
- 2 委員会は、関係締約国によって提出されるいかなる所見も、その他の関連する情報とともに考慮に入れなければならない。
 - 3 委員会は、特に以下のものから、追加情報の取得に努めることができる。
 - (a) 関係締約国の代表者
 - (b) 政府機関
 - (c) 国連の機関、専門機関、基金、計画及び制度
 - (d) 地域的人権システムを含む国際機関
 - (e) 国内人権機関
 - (f) 非政府団体

調査手続の確立

- 規則28 1 委員会は、関係締約国が提出することのあるいかなる所見もその他の信頼すべき情報とともに考慮した上で、調査を行いそして適当な期間内に報告を作成する、1人又は2人以上の委員を指名することができる。
- 2 調査は、非公開でそして委員会の決定する方式に従って実施されなければ

ばならない。

- 3 調査を行うために委員会の任命した委員は、規約、選択議定書及びこの規則を考慮に入れて、自己の作業方式を決定する。
- 4 委員会は、調査期間の間、関係締約国が規約第16条及び第17条に従って提出することのある報告の検討を延期することができる。

関係締約国の協力

規則29 1 委員会は、調査のすべての段階関係締約国の協力を求める。

- 2 委員会は、関係締約国に対し委員会の任命した委員と会合する代表者を指名するよう要請することができる。
- 3 委員会は、関係締約国に対し、委員会の任命した委員に同委員又は関係締約国が調査に関連すると考える情報を提供するよう、要請することができる。

訪問

規則30 1 委員会が正当であると考えられる場合には、調査には関係締約国領域への訪問を含むことができる。

- 2 委員会は、調査の一部として、関係締約国への訪問を実行すべきと決定する場合、事務総長を通じて、訪問に対し関係締約国の同意を要請する。
- 3 委員会は、関係締約国に対し、委員会の任命した委員が任務遂行のための調査を実施しうるのに必要となる、訪問の時期及び便宜に関する希望を通知する。

聴取

規則31 1 訪問には、委員会の任命した委員が調査に関連する事実又は争点について認定することを可能ならしめるための聴取を含むことができる。

- 2 本規則1項によって行われる聴取に関する条件及び保証は、調査に関連して関係締約国を訪問する委員会の任命した委員によって設定される。
- 3 証言をする目的で委員会の任命した委員の下に出頭するいかなる者も、

自己の証言の真実性と手続の秘密性に関する厳粛な宣言をしなければならない。

- 4 委員会は、締約国の管轄の下にある個人が調査に関連する情報を提供し又は調査に関連する聴取若しくは会合に出席する結果として復仇²³⁾を受けないことを確保するすべての適当な行動を締約国がとるよう要請する。

調査中の援助

規則32 1 関係締約国への訪問の間を含め、調査に関連して事務総長によって提供される職員及び便宜に加えて、委員会の任命した委員は、委員会が調査のすべての段階で援助を与えるのに必要であるとみなす通訳又は規約が扱う分野で特別の能力を有する者を、事務総長を通じて、招聘することができる。

- 2 このような通訳又はその他の特別の能力を有する者は、国連に対する宣誓に拘束されていない場合には、公正に、誠実に及び公平に自己の職務を遂行することそして手続の非公開性を尊重することを厳粛に宣言することが要請される。

認定、意見又は勧告²⁴⁾の送付

規則33 1 委員会は、この規則の規則28に従って任命された委員から提出された認定を検討した後、意見及び勧告を付して、関係締約国に当該調査結果を事務総長を通じて、送付する。

23) 本項の「復仇 (reprisals)」は、規則20及び規則35の保護措置に於ける「過酷な取扱い又は脅迫」と異なる表現である。社会権規約選択議定書起草過程で、何人かの国家代表者が、第12条(現13条)に関し、「いかなる形態の『過酷な取扱い又は脅迫』の表現ではなく、「より広い」表現である「いかなる形態の『復仇』又は「いかなる形態の『いやがらせ』」が望ましいと主張していた(A/HRC/6/8para.119)。この立場は採用されなかったが、「復仇」の方がより広いという解釈も成り立ち得ることを示唆するものであろう。

24) 本規則見出し中の「勧告」に関し、英・仏語版テキストは「勧告」ではなく「提案 (suggestions)」であるが、社会権規約選択議定書第11条(調査手続)5項及び6項、本規則1項、2項及び3項並びに規則34第2項の英・仏語版テキストは「勧告 (recommendations / recommandations)」であることから、ここでは「勧告」とした。

- 2 認定、意見及び勧告の送付は、選択議定書第11条7項に影響を及ぼすものではない。
- 3 関係締約国は、認定、意見及び勧告に関する自己の所見を、それらの受領後6箇月以内に、事務総長を通じて、委員会に提出する。

関係締約国によるフォローアップ行動

- 規則34 1 委員会は、規則33第3項で言う6箇月の満了後、関係締約国に調査に応じてとった措置に関する追加情報を委員会に提供するよう要請することができる²⁵⁾。
- 2 委員会は、調査対象締約国に対し、規約第16条及び第17条に基づく締約国の報告に委員会の調査結果、意見及び勧告に応じてとったすべての措置の詳細を含めるよう要請することができる。

保護措置

- 規則35 委員会は、締約国が自国の管轄下にある個人がいかなる形態の過酷な取扱又は脅迫も受けないことを確保するためすべて適当な措置をとるとの選択議定書第13条の義務に従っていないという信頼すべき情報を受領する場合、問題を明らかにし、そして、第13条の締約国の義務の履行を確保するためとっている行動を記載する、書面による説明又は陳述を関係締約国に求めることができる。その後、委員会は、締約国に対し報告された侵害を終止させるのにすべての適切な措置を緊急に採択し、かつ、とることを要請することができる。

選択議定書の国家間通報手続の取扱い方法

関係締約国による宣言

- 規則36 1 本規則から規則46は、選択議定書第10条1項の宣言を行った締約

25) 本項は、「事務総長を通じて」の語句を欠いている。この規則の他の規則の規定から当然含意されていると思われる。なお、女子差別撤廃委員会の手続規則90第2項参照。

国にのみに適用する。

- 2 選択議定書第10条でなされた宣言の撤回は、同条に従ってすでに送付された通報におけるいかなる事案の検討も妨げるものではない。事務総長が宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行っていない限り、いかなる締約国による新たな通報も同条の下で受理しない²⁶⁾。

関係締約国による通告

- 規則37 1 選択議定書第10条に基づく通報は、同条1項(b)に従いなされた通告をすることによりいずれの一方の関係締約国によっても委員会に付託することができる。
- 2 本規則1項の通告は、次の情報を含むか又は伴わなければならない。
 - (a) 最初の通知及びそれ以降の当該事案に関連する関係締約国の書面による説明又は陳述を含む選択議定書第10条1項(a)及び(b)に従って当該事案の調整を試みるためにとられた行動
 - (b) 国内的救済措置を尽すためにとられた行動
 - (c) 関係締約国により付託された他の国際的調査又は解決の手続

通報の登録簿

- 規則38 事務総長は、選択議定書第10条に従って委員会で受領されたすべての通報の登録簿を維持する。

委員会の委員への伝達

- 規則39 事務総長は、委員会の委員に対し、遅滞なくこの規則の規則37でなされたいずれの通告も伝達し、そして可能な限り速やかに当該通告及び関連情報の写しを送付する。

26) 本項第2文は、それにほぼ対応する自由権規約第41条2項第5文の公定訳に基づいて訳出したものであるが、規定の主旨をより明確にするため一部変更した。

会合

規則40 委員会は、選択議定書第10条に基づく通報を非公開の会合で検討する。

非公開の会合に関するコミュニケの発表

規則41 委員会は、選択議定書第10条に基づく委員会の活動に関し、関係締約国と協議の後に、事務総長を通じて、メディア及び公衆の利用のためにコミュニケを発表することができる。

通報検討の要件

規則42 通報は、以下の場合にのみ委員会によって検討される。

- (a) 両関係締約国が、選択議定書第10条1項に基づく宣言を行っていること
- (b) 選択議定書第10条1項に定める期限が経過していること
- (c) 委員会が、すべての利用可能で、効果的な国内救済措置がその事案でとられかつ尽くされたこと又はこのような救済措置の実施が不当に遅延していること、を確認していること

あっ旋

規則43 1 この規則の規則42の規定に従うことを条件として、委員会は、規約に定める義務の尊重を基礎として事案の友好的解決達成するため、関係締約国にあっ旋を行うことに進む。

- 2 本規則1項で示した目的のために、委員会は、必要に応じて適当に、特別調停委員会を設置することができる。

情報の要請

規則44 委員会は、事務総長を通じて、両関係締約国又はそのいずれかの一方に口頭又は書面による追加の情報若しくは所見を提出するよう要請することができる。委員会は、このような書面による情報又は所見の提出

に関し期限を定める。

関係締約国の出席

- 規則45 1 関係締約国は、その事案が委員会によって検討されている間、代表を出席させる権利を有するものとし、そして口頭又は書面で意見を提出する権利を有する。
- 2 委員会は、事務総長を通じて、事案が検討される会期の開始日、期間及び場所についてできるだけ速やかに関係締約国に通知する。
 - 3 口頭又は書面の意見を行う手続は、関係締約国と協議の後、委員会によって決定される。

委員会の報告

- 規則46 1 委員会は、選択議定書第10条1項(b)の下で通告を受領した日の後、相当の迅速性をもって選択議定書第10条1項(h)に従い報告を採択する。
- 2 この規則の規則45第1項の規定は、報告の採択に関する委員会の評議には適用されない。
 - 3 委員会の報告は、事務総長を通じて、関係締約国に通知される。

選択議定書に基づく委員会活動に関するコミュニケ

- 規則47 委員会は、選択議定書に基づく活動に関し、メディア及び公衆の利用のために報道コミュニケを発表することができる²⁷⁾。

(さとう・ふみお＝本学教授)

(ふかざわ・ちひろ＝本学法学研究科博士課程後期在籍)

27) 本規則は、「事務総長を通じて」との語句を含まない。これは、委員会がコミュニケを直接発表する余地を残しているとも考えられる。国連人権条約機関によっては、会期の後、記者会見を開いているのである。Handbook for human rights treaty body members, 2015(HR/PUB/15/2), p.48参照。

